

子どもはぐくみ医療費助成・重度心身障害者等医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成の受給者証をお持ちの方へ

健康保険証等に変更があった場合は変更届が必要です

健康保険証等の記載内容に変更があった場合、それぞれの助成制度の利用において変更届が必要です。下記のとおり手続きに必要な物をご持参のうえ、市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口)にて申請してください。

※手続きを代理でされる場合、代理の方の本人確認書類が必要です。詳しくはお問い合わせください。

医療費助成 子どもはぐくみ	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	子どもの健康保険証の記号番号が変わったり、被保険者が変わって、新しい健康保険証が交付されたとき	子どもの健康保険証・受給者証・子どもと被保険者のマイナンバーカードまたは通知カード・本人確認書類(運転免許証等)

※被保険者が変更された場合、所得課税証明書等が必要となるときがあります。

医療費助成 重度心身障害者等	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	加入している健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証・受給者のマイナンバーカードまたは通知カード・本人確認書類(運転免許証等)
新しく手帳が交付されたとき(障がいの程度や等級の変更がない場合を含む)		

医療費助成 ひとり親家庭等	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	受給者(父母等)および受給対象者の健康保険証・受給者証・受給者(父母等)および受給対象者のマイナンバーカードまたは通知カード・本人確認書類(運転免許証等)

【お問い合わせ・申請先】 市保険年金課 医療・年金担当 (市役所1階④番窓口)
☎32・4120 / FAX35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp



確定申告について



徳島税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限(3月15日)までの申告が困難な方は所得税の確定申告の申告・納付期限を延長することができます。

詳しくは国税庁ホームページで確認いただくか、徳島税務署にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

徳島税務署 ☎088・622・4131 (ガイダンスに従い番号を押してください)

市民税担当からのお知らせ

市役所会場では確定申告の受付期間の延長はいたしません。

確定申告の受付期間(市役所会場)

2月16日(水)から3月15日(火)まで
(※3月16日(水)以降は市役所で確定申告の受付はできません。)

【お問い合わせ先】

市税務課市民税担当 ☎32・3821 / FAX33・3401
Mail:zeimu@city.komatsushima.i-tokushima.jp